

## 令和7年度静岡県富士山入山料現地受付におけるキャッシュレス決済に伴う 指定納付受託者による歳入の納付業務委託業者選定要領

令和7年度の静岡県における富士山入山料の現地受付にキャッシュレス決済を実施するにあたり、企画提案方式により最適な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

令和7年度静岡県富士山入山料現地受付におけるキャッシュレス決済に伴う指定納付受託者による歳入の納付業務

#### (2) 契約者

静岡県知事

#### (3) 契約期間

契約日から令和7年12月26日(金)まで

### 2 業務の内容

別添「令和7年度静岡県富士山入山料現地受付におけるキャッシュレス決済に伴う指定納付受託者による歳入の納付業務仕様書」のとおり。ただし、仕様書の内容は、予算の範囲内で変更することができるものとする。

### 3 参加資格

この企画提案に参加することができるのは、次の(1)~(6)のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 静岡県における競争入札参加資格を有すること。
- (2) 本提案に基づく仕様書に定める納付事務を適切かつ確実に遂行できる財産的基礎を有すること。また、その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、静岡県における入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 4 実施方法

### (1) スケジュール（予定）

内 容	日 程
募集開始	令和7年3月7日（金）
質問受付期間	令和7年3月7日（金）から 令和7年3月13日（木）正午
参加表明の提出期限	令和7年3月13日（木）正午
質問に対する回答	令和7年3月14日（金）
企画提案書提出期限	令和7年3月21日（金）正午（必着）
プレゼンテーション	令和7年3月24日（月）
選定結果の通知	令和7年3月25日（火）

### (2) 企画提案参加表明

本企画提案への参加は、様式1「企画提案参加表明書」により受け付ける。

ア 提出期限：令和7年3月13日（木）正午

イ 提出方法：「7 書類の提出先」に記載したFAXまたはメール宛てに提出すること。

※「企画提案参加表明書」の提出後、辞退を希望する場合は、様式3「辞退書」を(5)アの企画提案書の提出期限までにメールにより提出すること。

なお、辞退することによって今後静岡県との取引が不利になることはない。

### (3) 質問と回答

本要領等に関して質問がある場合は、様式2「質問用紙」により受け付ける。

ア 受付期間：令和7年3月7日（金）から令和7年3月13日（木）正午

イ 送付先：「7 書類の提出先」に記載したFAXまたはメール宛てに提出すること。

ウ 回答方法：令和7年3月14日（金）までに、応募者全員にメールで送付する。

### (4) 企画提案書の作成

別添「令和7年度静岡県富士山入山料現地受付におけるキャッシュレス決済に伴う指定納付受託者による歳入の納付業務企画提案書作成要領」のとおり。

### (5) 企画提案書の提出

企画提案書は、以下の方法により提出すること。

ア 受付期間：令和7年3月21日（金）正午まで（必着）

イ 提出先：「7 書類の提出先」に郵送（必着）又は持参により提出すること。あわせて、データをメールで提出すること。

ウ 提出部数：2部

エ 到着確認：企画提案書が到着した場合、受理した旨をメールにて通知する。

※ 企画提案は1者1提案とし、企画提案書提出後の修正は認めない。

※ 受付期間中にすべての書類提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

### (6) 委託業者選定委員会の実施

企画提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

ア 日時：令和7年3月24日（月）午後の指定した時間

イ 方法：開催通知記載のURLより参加

ウ 1者当たりの所要時間：プレゼンテーション 15分程度  
質疑応答 5分程度

※ 時間等の詳細は、辞退者を除く各企画提案者に通知する。

- ※ 説明は主担当者が行うこととし、2名以内とする。
- ※ プレゼンテーション時の追加及び訂正資料は受理しない。
- ※ プレゼンテーションに係るデータファイルは原則、提案者が画面共有し操作を行う。
- ※ やむを得ない理由等により、書面開催に変更となる場合がある。変更に際しては、令和7年3月21日(月)17時までに辞退者を除く企画提案参加者全員にメールで通知する。

(7) 企画提案に要する費用

企画提案に要するすべての費用は、参加者の負担とする。

## 5 選定及び選定結果

(1) 選定方法

提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づき、令和7年度静岡県富士山入山料現地受付におけるキャッシュレス決済に伴う指定納付受託者による歳入の納付業務委託業者選定委員会が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定に当たっては、「令和7年度静岡県富士山入山料現地受付におけるキャッシュレス決済に伴う指定納付受託者による歳入の納付業務委託業者選定基準」により評価し、最も評価点の高い提案をした者を契約候補者として特定する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と静岡県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

(2) 選定基準

別添、「令和7年度静岡県富士山入山料現地受付におけるキャッシュレス決済に伴う指定納付受託者による歳入の納付業務委託業者選定基準」のとおり。

(3) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和7年3月25日(火)までに、辞退者を除くすべての企画提案参加者にメールで通知する。

## 6 その他

(1) 提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある(県庁内及び選定委員会での使用に限る。)

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 静岡県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合

## 7 書類等の提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 東館12階

静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課

電話 054-221-3746 FAX 054-221-3757

E-mail sekai@pref.shizuoka.lg.jp